



厳罰！ 「あおり運転」

改正道路交通法
令和2年
6月30日施行



いわゆる「あおり運転」が妨害運転として道路交通法に規定され、罰則が創設されました。

妨害運転

①交通の危険のおそれ

他の車両等の通行を妨害する目的で
※一定の違反であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合・・・

②著しい交通の危険

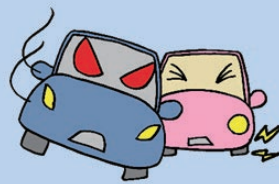
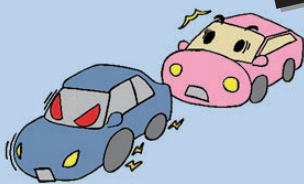
①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合・・・

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

免許取消!

5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

免許取消!



【※一定の違反】

通行区分、急ブレーキの禁止、車間距離の保持、進路の変更の禁止、追越しの方法、車両等の灯火、警音器の使用等、安全運転の義務、最低速度、停車及び駐車禁止

自動車運転処罰法の「危険運転致死傷罪」の対象となる行為が新たに追加

危険運転致死傷罪に以下の2行為が新たに追加されました。

- ・ 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
 - ・ 高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為
- ※ 人を死亡させた場合：1年以上の有期懲役
※ 人を負傷させた場合：15年以下の懲役

令和2年
7月2日
施行



石川県警察本部 交通部 交通企画課 TEL (076) 225-0110